

名古屋港管理組合公報

平成16年7月1日
(木曜日)
第333号

目次

規則

○名古屋港管理組合港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則……………1

告示

○施設運営事業会計及び埋立事業会計の業務の状況の公表……………1

○港湾施設の使用停止……………8

○港湾施設の設置……………8

○制限区域の設定……………9

○名古屋港ポートビルの施設の変更……………10

○放置自動車の廃物認定……………12

議会事項

○6月定例会名古屋港管理組合議会の結果……………12

規則

名古屋港管理組合港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成十六年七月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

名古屋港管理組合規則第十号

名古屋港管理組合港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則

名古屋港管理組合港湾施設条例施行規則（昭和三十六年名古屋港管理組合規則第七号）の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の一条を加える。

第八条の二 何人も管理者が別に定める制限区域内に正当な理由なく立ち入ってはならない。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

名古屋港管理組合告示第28号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2及び名古屋港管理組合港湾整備事業の設置等に関する条例（昭和41年名古屋港管理組合条例第12号）第7条の規定に基づき、施設運営事業及び埋立事業の平成15年10月1日から平成16年3月31日までの期間における業務の状況を次のとおり公表する。

平成16年7月1日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

名古屋港管理組合施設運営事業会計の業務の状況

1 事業の概況

(1) 経營業務

この期間中における各事業の収益額及び提供施設量は、次のとおりである。

区 分	収 益 額	提 供 施 設 量	
	円		
上 屋 運 営 事 業	644,469,964	一般使用	23 棟 (91,093㎡)
		専用使用	21 棟 (41,273㎡)
貯 木 場 運 営 事 業	146,424,048	一般使用	1 か所 (455,450㎡)
		専用使用	7 か所 (995,430㎡)
荷 役 機 械 運 営 事 業	812,671,897		13 基
ひ き 船 運 営 事 業	539,674,576		6 隻

(注) 提供施設量は、平成16年3月31日現在の数量であり、面積は、有効面積である。

(2) 建設改良事業

ア 上屋整備事業

金城ふ頭C号上屋屋根改修工事を施工した。

イ 荷役機械整備事業

飛島ふ頭変電所中央監視装置改修工事を施工した。

2 経理の状況

(1) 平成15年度予算に対する執行済額

区 分	予 算 額	執 行 済 額	備 考
	円	円	
(収益的収入及び支出)			
施設運営事業収益	4,102,000,000	4,135,982,941	
施設運営事業費用	4,095,000,000	3,977,241,265	
(資本的収入及び支出)			
資 本 的 収 入	300,030,000	495,173,560	
資 本 的 支 出	1,535,600,000	1,495,284,319	資本的収入額が資本的支出額に不足する額1,000,110,759円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,548,925円及び過年度分損益勘定留保資金994,561,834円で補てんした。

(2) 施設運営事業会計合計残高試算表

平成16年3月31日現在

借 方			勘 定 科 目	貸 方		
残 高	合 計	当 期		当 期	合 計	残 高
円	円	円		円	円	円
20,572,774,177	36,126,040,132	224,575,649	固 定 資 産	1,633,709,405	15,553,265,955	
18,166,814,840	33,219,884,449	224,575,649	有形固定資産	1,133,513,059	15,053,069,609	
220,959,337	226,155,683		無形固定資産	5,196,346	5,196,346	
2,185,000,000	2,680,000,000		投 資	495,000,000	495,000,000	
1,591,450,226	10,974,678,217	5,465,076,814	流 動 資 産	5,102,940,970	9,383,227,991	
1,069,867,774	5,701,156,305	2,628,304,734	現金・預金	2,340,884,796	4,631,288,531	
473,314,025	5,090,002,045	2,718,567,995	未 収 金	2,628,304,734	4,616,688,020	
15,118,427	16,722,982		貯 蔵 品	1,604,555	1,604,555	
33,150,000	166,796,885	118,204,085	その他流動資産	132,146,885	133,646,885	
	12,743,000		固 定 負 債		12,743,000	
	12,743,000		その他固定負債		12,743,000	
	4,821,508,793	2,509,552,104	流 動 負 債	2,743,178,058	5,090,626,358	269,117,565
	4,631,288,531	2,340,884,796	未 払 金	2,573,484,278	4,864,171,785	232,883,254
	190,220,262	168,667,308	その他流動負債	169,693,780	226,454,573	36,234,311
	1,378,542,339	696,901,434	資 本 金		17,576,068,671	16,197,526,332
			自己資本金		6,613,983,515	6,613,983,515
	1,378,542,339	696,901,434	借入資本金		10,962,085,156	9,583,542,817
	257,777,369		剰 余 金		5,802,165,249	5,544,387,880
			資本剰余金		5,802,165,249	5,802,165,249
257,777,369	257,777,369		欠 損 金			
	148,140,250	148,140,250	施設運営事業収益	2,204,038,971	4,136,302,746	3,988,162,496
	147,801,391	147,801,391	営 業 収 益	2,198,474,839	4,130,145,795	3,982,344,404
	338,859	338,859	営 業 外 収 益	5,564,132	6,156,951	5,818,092
3,834,969,870	3,916,914,274	2,721,400,958	施設運営事業費用	81,779,805	81,944,404	
3,426,629,279	3,508,573,683	2,524,860,927	営 業 費 用	81,779,805	81,944,404	
408,340,591	408,340,591	196,540,031	営 業 外 費 用			
25,999,194,273	57,636,344,374	11,765,647,209	合 計	11,765,647,209	57,636,344,374	25,999,194,273

3 平成16年度予算の概要

(1) 経營業務

各事業の収益予定額及び提供施設量は、次のとおりである。

区 分	収 益 額	提 供 施 設 量	
上 屋 運 営 事 業	1,126,117,000	一般使用	23 棟 (91,093m ²)
		専用使用	21 棟 (41,273m ²)
貯 木 場 運 営 事 業	399,541,000	一般使用	1 か所 (455,450m ²)
		専用使用	7 か所 (995,430m ²)
荷 役 機 械 運 営 事 業	1,457,612,000	13 基	
ひ き 船 運 営 事 業	965,886,000	6 隻	

(注) 面積は、有効面積である。

(2) 建設改良事業

ア 上屋整備事業

金城ふ頭7号上屋屋根の改修を行うものである。

イ 貯木場整備事業

西部第2貯木場東側の不法投棄対策整備を行うものである。

ウ 荷役機械整備事業

飛島ふ頭南3号起重機電気設備の改修を行うものである。

エ ひき船整備事業

金城ふ頭ひき船基地電気設備の改修を行うものである。

(3) 平成16年度名古屋港管理組合施設運営事業会計予算

(総 則)

第1条 平成16年度名古屋港管理組合施設運営事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区 分	施 設	事 項	備 考
事 業 量	上 屋 44 棟	一般使用許可面積	91,093 <small>平方メートル</small>
		専用使用許可面積	41,273 <small>平方メートル</small>
	貯 木 場 8 か所	一般使用許可面積	455,450 <small>平方メートル</small>
		専用使用許可面積	995,430 <small>平方メートル</small>
	荷 役 機 械 13 基	使 用 時 間	15,201 <small>時間</small>
	ひ き 船 6 隻	使 用 時 間	8,451 <small>時間</small>
	施設の維持補修及び施設の増補・改良工事	施設維持補修工事及び上屋等整備工事	416,000 <small>千円</small>

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入	
第1款	施設運営事業	収益	4,041,000千円
第1項	営 業	収 益	4,037,334千円
第2項	営 業 外	収 益	3,646千円
第3項	特 別	利 益	20千円
		支 出	
第1款	施設運営事業	費用	4,031,000千円
第1項	営 業	費 用	3,620,156千円
第2項	営 業 外	費 用	400,824千円
第3項	特 別	損 失	20千円
第4項	予 備	費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,344,370千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額10,000千円、過年度分損益勘定留保資金1,095,795千円及び当年度分損益勘定留保資金238,575千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款	資 本 的 収 入	325,030千円
第1項	固 定 資 産 売 却 代 金	10千円
第2項	寄 附 金	10千円
第3項	貸 付 金 返 還 金	325,000千円
第4項	そ の 他 資 本 的 収 入	10千円
支 出		
第1款	資 本 的 支 出	1,669,400千円
第1項	建 設 改 良 費	207,000千円
第2項	固 定 資 産 購 入 費	659千円
第3項	企 業 債 償 還 金	1,461,741千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 559,852千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

名古屋港管理組合理立事業会計の業務の状況

1 事業の概況

(1) 経營業務

この期間中の収入は、受取利息、埋立地貸付料等による128,701,036円である。

これに対する支出は、一般管理費、維持補修費、一般会計負担金等の244,387,508円である。

(2) 造成事業

ア 南部地区事業

この期間における事業の概要は、天白埋立地内において道路の整備を行った。

イ 西部地区事業

この期間における事業の概要は、西部第1貯木場において埋立、護岸の整備及び西部第2貯木場において埋立整備を行った。

ウ 南5区事業

この期間における事業の概要は、南5区第2期計画のための現況調査等を行った。

2 経理の状況

(1) 平成15年度予算に対する執行済額

区 分	予 算 額	執 行 済 額	備 考
	円	円	
(収益的収入及び支出)			
埋 立 事 業 収 益	205,000,000	216,481,340	
埋 立 事 業 費 用	463,000,000	424,885,067	
(資本的収入及び支出)			
資 本 的 収 入	2,064,667,000	2,074,770,147	
資 本 的 支 出	3,318,000,000	3,225,450,018	

(2) 埋立事業会計合計残高試算表

平成16年3月31日現在

借 方			勘 定 科 目	貸 方		
残 高	合 計	当 期		当 期	合 計	残 高
円	円	円		円	円	円
1,300,597,027	1,306,125,686	1,200,000,000	固 定 資 産	623,642	5,528,659	
597,027	6,125,686		有形固定資産	623,642	5,528,659	
1,300,000,000	1,300,000,000	1,200,000,000	投 資			
71,733,418,948	105,976,698,804	863,182,732	土 地 造 成	456,819,739	34,243,279,856	
786,679,778	786,679,778		完成土地			
70,946,739,170	105,190,019,026	863,182,732	未成土地	456,819,739	34,243,279,856	
5,229,744,941	22,273,992,865	13,037,800,082	流 動 資 産	13,812,573,564	17,044,247,924	
4,324,591,086	12,054,654,646	4,945,601,444	現金・預金	5,090,019,933	7,730,063,560	
824,271,855	6,361,407,352	5,437,693,051	未 収 金	4,945,601,444	5,537,135,497	
72,000	360,680	120,000	貯 蔵 品	192,000	288,680	
	3,600,000,000	2,500,000,000	短期貸付金	3,600,000,000	3,600,000,000	
80,810,000	219,201,500	123,605,000	前 払 金	138,391,500	138,391,500	
	38,368,687	30,780,587	その他流動資産	38,368,687	38,368,687	
	4,213,000		固 定 負 債	538,288,722	35,251,027,749	35,246,814,749
	4,213,000		前 受 金	538,288,722	35,228,105,749	35,228,105,749
	4,213,000		その他固定負債		22,922,000	18,709,000
	7,839,342,364	5,183,977,579	流 動 負 債	5,306,038,198	8,094,003,600	254,661,236
	7,730,063,560	5,090,019,933	未 払 金	5,259,115,147	7,960,274,633	230,211,073
	109,278,804	93,957,646	その他流動負債	46,923,051	133,728,967	24,450,163
	827,394,000	413,697,000	資 本 金	700,000,000	42,543,431,190	41,716,037,190
			自己資本金		31,933,437,190	31,933,437,190
	827,394,000	413,697,000	借入資本金	700,000,000	10,609,994,000	9,782,600,000
	521,715,734		剰 余 金		1,759,026,687	1,237,310,953
			資本剰余金		3,108,894	3,108,894
	260,857,867		利益剰余金		1,495,059,926	1,234,202,059
	260,857,867		欠 損 金		260,857,867	
	2,713,952	2,713,952	埋立事業収益	131,414,988	216,502,716	213,788,764
	2,713,952	2,713,952	営業外収益	131,414,988	216,502,716	213,788,764
404,851,976	416,352,667	255,886,999	埋立事業費用	11,499,491	11,500,691	
395,940,376	407,441,067	255,886,999	営 業 費 用	11,499,491	11,500,691	
8,911,600	8,911,600		営 業 外 費 用			
78,668,612,892	139,168,549,072	20,957,258,344	合 計	20,957,258,344	139,168,549,072	78,668,612,892

3 平成16年度予算の概要

(1) 経營業務

埋立事業収益は、受取利息、埋立地貸付料等で214,000千円を予定している。

埋立事業費用は、一般管理に要する費用である一般管理費、清算地区施設の維持補修に要する費用である維持補修費、共通経費等一般会計への負担金である一般会計負担金等で398,000千円を予定している。

(2) 造成事業

南部地区においては、前年度に引き続き天白埋立地内の道路整備等を予定している。

西部地区においては、前年度に引き続き西部第1貯木場及び西部第2貯木場の埋立、護岸整備等を予定している。

南5区については、南5区維持管理等を予定している。

(3) 平成16年度名古屋港管理組合理立事業会計予算

(総則)

第1条 平成16年度名古屋港管理組合理立事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

埋立土量 469,000立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入		
第1款	埋立事業	収益		214,000千円
第1項	営業外	収益		213,970千円
第2項	特別	利益		30千円
		支 出		
第1款	埋立事業	費用		398,000千円
第1項	営業	費用		377,601千円
第2項	営業外	費用		10,369千円
第3項	特別	損失		30千円
第4項	予備	費		10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,107,000千円は、繰越工事資金で補てんするものとする。）。

		収 入		
第1款	資本的	収入		1,309,000千円
第1項	企業	債		600,000千円
第2項	埋立事業	収入		61,027千円
第3項	雑	収入		647,973千円
		支 出		
第1款	資本的	支出		3,416,000千円
第1項	南部地区埋立事業	費		70,300千円
第2項	西部地区埋立事業	費		678,700千円
第3項	南5区埋立事業	費		76,200千円
第4項	総係	費		238,577千円
第5項	企業	債		1,328,839千円
第6項	他会計	貸付金		1,000,000千円
第7項	雑	支出		13,384千円
第8項	予備	費		10,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
西部地区埋立整備費	平成17年度	66,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 埋立整備事業

限度額 600,000千円

起債の方法 普通貸借又は債券発行

利率 8.5%以内

償還の方法 政府資金については融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて25年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、組合財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は借換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、手当及び法定福利費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 424,406千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、4,500千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第11条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

処分する資産	種類 土地	名称 西部地区内	数量 10,500平方メートル	処分の態様 譲渡
--------	----------	-------------	--------------------	-------------

名古屋港管理組合告示第29号

次の港湾施設は、平成16年7月1日から当分の間、使用を停止する。

平成16年7月1日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

施設の種類 荷さばき地

区画を定めた荷さばき地

名称 (括弧内は、その略称)	等級	位置	停止面積 平方メートル	停止区画
金城ふ頭北部A荷さばき地 (金城北A)	1 級	71号岸壁隣接	7,718	区画5、6、7、8、9、10、 11、12及び13

名古屋港管理組合告示第30号

名古屋港管理組合港湾施設条例（昭和36年名古屋港管理組合条例第2号）第2条第2項の規定に基づき、港湾施設を次のとおり告示する。

平成16年7月1日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

施設の種類 泊地

名称	位置
北航路東泊地	大江ふ頭、昭和ふ頭、船見ふ頭、潮見ふ頭、新宝ふ頭及び東海元浜ふ頭前面水域
北航路西泊地	大江ふ頭、ガーデンふ頭、大手ふ頭、稲永ふ頭、潮風ふ頭、空見ふ頭及び金城ふ頭前面水域
東航路北泊地	東海元浜ふ頭、横須賀ふ頭及び北浜ふ頭前面水域
東航路南泊地	南浜ふ頭前面水域
飛島・金城間泊地	木場金岡ふ頭及び空見ふ頭間水域並びに飛島ふ頭及び金城ふ頭間水域
西航路北泊地	鍋田ふ頭、弥富ふ頭及び飛島ふ頭前面水域

名古屋港管理組合告示第31号

名古屋港管理組合港湾施設条例施行規則（昭和36年名古屋港管理組合規則第7号）第8条の2の規定に基づき、次の区域を同条に規定する制限区域として定める。

平成16年7月1日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

- 1 次の国際埠頭施設（国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成16年法律第31号。以下「国際船舶・港湾保安法」という。）第2条第3項に規定する施設をいう。以下同じ。）のうち物理的障壁で区画された区域

地 区	国 際 埠 頭 施 設
ガーデンふ頭地区	3号岸壁
大江ふ頭地区	38号岸壁及び39号岸壁
新宝ふ頭地区	68号岸壁及び69号岸壁
北浜ふ頭地区	87号岸壁
稲永ふ頭地区	17号岸壁、18号岸壁、22号岸壁、23号岸壁、24号岸壁及び25号岸壁
潮風ふ頭地区	27号岸壁、28号岸壁、29号岸壁及び33号岸壁
空見ふ頭地区	50号岸壁、51号岸壁及び70号岸壁
金城ふ頭地区	52号岸壁、53号岸壁、54号岸壁、55号岸壁、56号岸壁、57号岸壁、58号岸壁、59号岸壁、60号岸壁、61号岸壁、62号岸壁、63号岸壁、64号岸壁、65号岸壁、66号岸壁、67号岸壁、72号岸壁、73号岸壁、74号岸壁、75号岸壁、76号岸壁、77号岸壁、78号岸壁、79号岸壁、80号岸壁、81号岸壁、82号岸壁、83号岸壁、84号岸壁及び85号岸壁
飛島ふ頭地区	90号岸壁、91号岸壁、92号岸壁、93号岸壁、94号岸壁、98号岸壁及び99号岸壁
弥富ふ頭地区	6号岸壁、7号岸壁、88号岸壁及び89号岸壁

- 2 泊地のうち次の国際埠頭施設に係留した国際航海船舶（国際船舶・港湾保安法第2条第1項に規定する船舶をいう。）の周囲30メートル内の区域

地 区	国 際 埠 頭 施 設
ガーデンふ頭地区	3号岸壁
大江ふ頭地区	38号岸壁及び39号岸壁
潮見ふ頭地区	B6岸壁、BH2岸壁、BI岸壁、BK岸壁、BL岸壁及びBW岸壁
新宝ふ頭地区	68号岸壁、69号岸壁、C4岸壁、I2岸壁、I4岸壁、I5岸壁及びI6岸壁
東海元浜ふ頭地区	F5岸壁、F6岸壁、F7岸壁、F8岸壁、F11岸壁、F12岸壁、F13岸壁、F14岸壁及びF15岸壁
北浜ふ頭地区	87号岸壁、G1岸壁、JS岸壁、JT岸壁、J5岸壁、J7岸壁、J8岸壁、J9岸壁、J16岸壁、J17岸壁、J18岸壁及びJ19岸壁
南浜ふ頭地区	K5岸壁、L1岸壁及びL2岸壁
稲永ふ頭地区	17号岸壁、18号岸壁、22号岸壁、23号岸壁、24号岸壁及び25号岸壁
潮風ふ頭地区	27号岸壁、28号岸壁、29号岸壁及び33号岸壁
空見ふ頭地区	50号岸壁、51号岸壁及び70号岸壁
金城ふ頭地区	52号岸壁、53号岸壁、54号岸壁、55号岸壁、56号岸壁、57号岸壁、58号岸壁、59号岸壁、60号岸壁、61号岸壁、62号岸壁、63号岸壁、64号岸壁、65号岸壁、66号岸壁、67号岸壁、72号岸壁、73号岸壁、74号岸壁、75号岸壁、76号岸壁、77号岸壁、78号岸壁、79号岸壁、80号岸壁、81号岸壁、82号岸壁、83号岸壁、84号岸壁及び85号岸壁

木場金岡ふ頭地区	P5 岸壁
飛島ふ頭地区	90号岸壁、91号岸壁、92号岸壁、93号岸壁、94号岸壁、98号岸壁、99号岸壁、係船浮標50番、係船浮標51番、係船浮標52番、係船浮標53番、係船浮標54番、係船浮標57番、係船浮標58番、係船浮標59番、R1岸壁、R2岸壁、R3岸壁、U1岸壁及びU2岸壁
弥富ふ頭地区	6号岸壁、7号岸壁、88号岸壁、89号岸壁及びN2岸壁
鍋田ふ頭地区	T1岸壁及びT2岸壁

名古屋港管理組合告示第32号

次の名古屋港ポートビル施設は、ガーデンふ頭北駐車場の供用及びガーデンふ頭東、東2、東3駐車場の廃止等に伴い、平成16年7月1日から次のとおり変更する。

平成16年7月1日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

変更前

(1) 1日につき1回1台を利用単位とする駐車場

名 称 (略 称)	位 置	面 積
ガーデンふ頭駐車場 (ガーP)	名古屋市港区港町地内	22,591m ²
ガーデンふ頭東駐車場 (ガー東)	名古屋市港区港町地内	4,158m ²
ガーデンふ頭東2駐車場 (ガー東2)	名古屋市港区港町地内	3,715m ²
ガーデンふ頭東3駐車場 (ガー東3)	名古屋市港区港町地内	4,270m ²
ガーデンふ頭南駐車場 (ガー南)	名古屋市港区港町地内	2,943m ²
ガーデンふ頭西駐車場 (ガー西)	名古屋市港区西倉町地内	12,093m ²
港明臨時駐車場	名古屋市港区港明2丁目501番1号	29,700m ²

備考 ガーデンふ頭東駐車場及びガーデンふ頭東2駐車場については、(2)イの利用日指定の駐車場として供用する日以外の日に限り供用するものとする。

(2) 1月1台を利用単位とする駐車場（普通自動車に限る。）

イ 利用日指定の駐車場

名 称 (略 称)	駐車場の種類		位 置	有効収容台数		面 積
ガーデンふ頭 西 駐 車 場 (ガー西)	多階建 駐車場	二種	名古屋市港区西倉町地内	屋外	162 台	6,841㎡
	多階建 駐車場	一種		屋内	153 台	
ガーデンふ頭 東 駐 車 場 (ガー東)	その他の 駐 車 場	一種	名古屋市港区港町地内	150 台		4,158㎡
ガーデンふ頭 東 2 駐 車 場 (ガー東2)	その他の 駐 車 場	一種	名古屋市港区港町地内	141 台		3,715㎡
入船駐車場 (入船-P)	多階建 駐車場	一種	名古屋市港区入船一丁目地内	屋内	84 台	2,799㎡

変更後

(1) 1日につき1回1台を利用単位とする駐車場

名 称 (略 称)	位 置	面 積
ガーデンふ頭駐車場 (ガーP)	名古屋市港区港町地内	22,591㎡
ガーデンふ頭南駐車場 (ガー南)	名古屋市港区港町地内	2,943㎡
ガーデンふ頭西駐車場 (ガー西)	名古屋市港区西倉町地内	12,093㎡
港明臨時駐車場	名古屋市港区港明2丁目501番1号	29,700㎡
ガーデンふ頭北駐車場 (ガー北)	名古屋市港区浜二丁目1203番	1,886㎡
入船駐車場 (入船-P)	名古屋市港区入船一丁目地内	2,799㎡

備考 ガーデンふ頭西駐車場6,841㎡、ガーデンふ頭北駐車場及び入船駐車場2,799㎡については、(2)イの利用日指定の駐車場として供用する日以外の日に限り供用するものとする。

(2) 1月1台を利用単位とする駐車場（普通自動車に限る。）

イ 利用日指定の駐車場

名 称 (略 称)	駐車場の種類		位 置	有効収容台数		面 積
ガーデンふ頭 西 駐 車 場 (ガー西)	多階建 駐車場	二種	名古屋市港区西倉町地内	屋外	162 台	6,841㎡
	多階建 駐車場	一種		屋内	153 台	
入船駐車場 (入船-P)	多階建 駐車場	一種	名古屋市港区入船一丁目地内	屋内	84 台	2,799㎡
ガーデンふ頭 北 駐 車 場 (ガー北)	その他の 駐 車 場	一種	名古屋市港区浜二丁目1203番	78 台		1,886㎡

名古屋港管理組合告示第33号

名古屋港管理組合放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成14年名古屋港管理組合条例第7号）第4条の規定に違反し、港湾施設等に放置されている自動車について廃物と認定するため、同条例第10条第3項の規定に基づき次のように告示する。

平成16年7月1日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 神田 真秋

- 1 下記の自動車の所有者等は、平成16年7月15日までにこの自動車を撤去すること。
- 2 上記期限までに撤去されない場合は、廃物と認定し、管理者又は管理者の命じた者若しくは委任した者が、下記物件の所有者等の負担において処分等を行う。
- 3 問い合わせ先 港営部港営課庶務係

整理番号	所在地	車種等	登録番号等	塗色
15管001	名古屋市港区空見町41	マツダ MS8		暗赤
15管002	名古屋市港区空見町37-1	トヨタ マークII		白

議 会 事 項

6月10日招集された定例名古屋港管理組合議会は、会期を1日と決定し、同日議事終了閉会した。
付議事件等及びその結果は、下記のとおりである。

記

- 1 議長選挙
立松 誠 信 議員当選
- 2 副議長選挙
久野 浩 平 議員当選
- 3 常任委員会委員の選任
企画総務委員会

港営建設委員会

横井五六
橋本静友
山下史守朗
住田宗男
山口清明
三浦孝司
おくむら文洋
小島七郎
岩村進次
堀場 章
浅井日出雄
波形昌洋
江口文雄
荒川直之
立松誠信
渡辺ひでと
小島丈幸
杉浦孝成
村松ひとし
可児茂久
杉岡和明
ひざわ孝彦
保手浜清登
加藤 実
村瀬 たつじ
渡辺 義 郎
日高 昇
坂崎 巳代治
諸 隈 修 身

久野浩平
 なお、委員長及び副委員長は、各委員会において互選の結果、次のとおり決定された。

企画総務委員会 委員長 三浦孝司
 副委員長 小島七郎
 港湾建設委員会 委員長 諸隈修身
 副委員長 可児茂久

- 4 副管理者選任の同意について（名古屋市助役）同意
- 5 監査委員選任の同意について（組合議会議員）同意
- 6 監査委員選任の同意について（名古屋市監査委員）同意
- 7 名古屋港水族館特別委員会設置について 可決
閉会中継続調査
- 8 同特別委員会委員の選任

横井五六
 橋本静友
 山下史守朗
 住田宗男
 渡辺ひでと
 小島丈幸成
 杉浦孝成
 村松ひとし
 可児茂久明
 杉岡和明彦
 ひざわ孝彦
 山口清明司
 三浦孝登
 保手浜清実
 加藤文洋
 おくむら七郎
 小島七郎
 村瀬たつじ
 岩村進次
 堀場章
 浅井日出雄
 波形昌洋
 江口文雄之
 荒川直之
 渡辺義郎
 日高昇
 坂崎巳代治
 諸隈修身
 久野浩平
 立松誠信

なお、委員長及び副委員長は、特別委員会において互選の結果、次のとおり決定された。

委員長 立松誠信
 副委員長 久野浩平

- 9 各常任委員会における閉会中の継続調査について 可決
- 10 議員派遣について 可決